<u>観光人材・AI活用人材確保支援事業</u> 業務委託仕様書

1 趣旨

厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、ものづくり産業、建設業及び観光関連産業を対象に、AI・IoT 人材の育成を通じた生産性向上や働き方改革を進め、良質で安定的な雇用の創出と多様な人材の活躍促進を図る「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)の一環として、主に、非正規率の高い観光関連産業に従事する質の高い正規雇用者(以下「観光人材」という。)や、企業内においてAI等を活用した生産性向上に向けた環境整備を行う高度・中核人材を確保するため、府内企業の良質求人及び求職者の開拓を行うとともに、合同企業説明会の開催等による両者のマッチング支援を一貫して行うことにより、「良質な正規雇用」(※1)の創出を図る。

- (※1) 「良質な正規雇用」とは、以下のすべてを満たす条件での正規雇用をいう。
 - ① 1ヶ月当たりの平均労働時間数が 160 時間以内
 - ② 1ヶ月当たりの平均出勤日数が19日以内
 - ③ 1ヶ月当たりの平均所定内給与額が257,600円以上

2 委託業務名

観光人材·AI活用人材確保支援事業 業務委託

3 業務の実施場所

京都ジョブパーク

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内

4 業務の従事時間

午前 9 時 00 分~午後 5 時 00 分

土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は休みとする。

- ※ただし、イベント開催時や緊急時等には、業務日の時間外、日曜日、祝日、 年末年始に対応を要する場合がある。
- ※業務時間内に円滑に業務運営ができるよう、開設準備、資料整理等の時間 を設け業務を行うこと。

5 業務内容

上記1の趣旨を実現に向け、京都ジョブパーク、府内企業を支える経営支援 団体、市町村、京都府内のハローワーク等の関係団体と連携し、効率的・効果 的な企画・運営を行うとともに、本プロジェクトの一環として実施する「京都 ジョブパーク事業 良質な正規雇用による人材確保チャレンジ事業業務」との 密接な連携により、以下の業務を行うこととする。

なお、支援対象とする企業については、京都府内に事業所を有するとともに、 別紙「対象業種一覧表」に該当する業種・規模(以下「対象業種」という。) の企業とする。

(1) 主な業務内容

ア 支援企業の開拓業務

京都ジョブパーク、府内企業を支える経営支援団体、市町村、京都府内ハローワーク及び本プロジェクト関係者等との連携やその他の方法により情報収集を行い、良質な正規雇用の求人(以下「対象求人」という。)募集を行う可能性のある企業を中心に、企業訪問等を行うことで、下記工に記載するマッチング支援への参加企業を確保すること。

イ 支援企業へのコンサルティング

上記アで開拓した企業のうち、対象求人の募集がない企業については、対象求人に該当する条件で新たな雇用を創出できるよう、社内の環境整備(社内の合意形成、各種規定の改正など)、求職者が当該企業を志望する動機付けとなるような魅力づくり(就労環境の改善、福利厚生の向上など)等についてのコンサルティングを実施するなど、良質な正規雇用の創出のため、個々の企業の個別課題の解決に向けた指導を行い、継続的な支援を実施すること。

ウ 観光人材、高度・中核人材等の開拓

対象業種や対象求人に見合った求職者を開拓するため、以下の内容を実施すること。

- (ア)大学院や大学、専門学校、職業訓練機関等の学生等の開拓に向けた企画 の提案及びその実施をすること
- (4) 有料の合同企業説明会への出展などによる求職者の開拓に向けた企画の 提案及びその実施をすること
- (ウ) 転職を希望する求職者等へ対象業種の魅力発信を含む情報発信を行うこと
- (エ) その他、求職者の開拓を促進する企画の提案及びその実施をすること

エ 企業と求職者のマッチング支援の実施

良質な正規雇用の創出に向け、人材確保支援を求める企業の希望等を考慮しつつ、以下の内容を実施すること。

(ア)合同企業説明会の開催

合同企業説明会を1回以上開催することとして、開催テーマ、規模、予 定時期、回数及び会場については、良質な正規雇用の創出が効果的・効率 的に見込まれる企画を提案の上、実施すること。

(イ)個別マッチング支援

合同企業説明会でマッチングに至らなかった場合についても、その後の 企業と求職者の個別マッチングを促進するため、双方に対して、継続した 支援を行うこと。

オ 京都府が指示する労働関係施策(企業への補助金等)の周知・PR 上記5の(1)のアの業務を行う際、併せて、京都府が別途指示する労働 関係施策に関する周知・PRを行い、当該施策の利用者獲得に協力すること。

(2) 付随する業務内容及び留意事項

- ア 企業開拓の実施に付随する業務の内容 企業開拓と併せて、以下の案内を行うこと。
 - (ア)企業の人材確保に向けた取組状況及び支援ニーズの確認
 - (イ)ジョブこねっと(※2)への登録促進のための取組
 - (ウ) 京都府子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言(※3)の案内 及び意欲喚起
 - (※2) 京都ジョブパークが運営している、求職者と京都企業を対象とした無料のWEBマッチングサイト。
 - (※3) 企業が従業員に対して、子育てに優しい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践することにより、企業において妊娠・出産、子育てを理解して支援する風土の醸成や、子育てしやすい職場をつくり、更には子育てを社会全体で応援するという気運を醸成すること、また、これらの取組を通じ企業価値が高まることによって、多様な働き方の実現と人材の確保・定着を目指すことを目的として、京都府が推進しているもの。
- イ 合同企業説明会の開催に付随する業務内容及び留意事項

上記5(1)のエの合同企業説明会の開催にあたって、京都府と協議の上、 以下の内容を実施すること。

- (ア) 事業内容の企画提案・調整 スケジュール、会場レイアウト、コンテンツなど事業内容の企画提案及 び調整を実施すること。
- (イ) 出展企業の募集・事前説明会の実施
 - a 登録企業への周知

募集要項など、必要となる資料の作成を実施し、登録企業へ周知すること。

b 受付、提出書類の確認、指導及び問い合わせ対応

申込の受付及び京都府が別途定める出展要件(「京都府子育て環境日本 一に向けた職場づくり行動宣言」や「ジョブこねっと」の求人登録など) に係る参加申込企業からの提出書類の確認、記載内容などの指導及び問い 合わせの対応(求職者からの問い合わせも含む。)を行うこと。また、必 要に応じ、管轄ハローワークなどとの調整を行うこと。

c 出展企業向け事前説明会の開催 出展企業向け事前説明会を開催すること。 なお、必ず出展企業全社が参加するよう促すこと。

(ウ) 広報の企画及び実施

出展企業の高い満足度及び多くの求職者の集客を図ることのできる効果 的な広報を提案し京都府と協議のうえ、実施すること。

なお、チラシ、ポスター、特設サイト及び出展企業の紹介冊子は、必ず 作成すること。

(エ) 当日の運営

滞りなく運営できるように、会場の準備や必要な人員の配置などを実施 すること。

また、出展企業及び来場者へのアンケート調査は必ず実施すること。

(オ) 効果の分析

開催後、速やかにアンケート集計などを実施し、結果報告を行うこと。 推進センターの実施する出展企業に対する人材確保状況調査の結果を活 用し、効果の分析を実施すること。

ウ CS調査の実施

支援を行った企業及び求職者に対して、CS調査を年度内に2回以上(上半期・下半期各1回)実施すること。

また、上記CS調査と併せて、雇用状況調査を実施し、支援企業の人材確保数の把握を行うとともに、充足率の向上に努めること。

エ 会議への参画

現場責任者、又は、副現場責任者は、別途指示する会議等に参画すること

オ JPシステムへの入力に関すること

上記5の(1)の事業の実施について、必要な内容をJPシステムへ入力すること。

なお、本業務は、京都ジョブパーク事業として実施する業務ではないが、

京都ジョブパーク事業と一体的な実施により効果を高めるため、例外的に J Pシステムの利用を可能としているものである。

6 人員配置体制

本業務の実施にあたり、以下のとおり、業務の実施に必要な人員を配置すること。

また、下表の人数は、上記4に記載した1年間の開設時間数をもって1名とするが、受託事業者と京都府双方が協議の上、合意があれば、複数名で分担することもできるものとする。(ただし、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに増員を行うなど、必要な対応を実施すること。)

また、下表の(1) 現場責任者は、原則として、上記4に記載した業務の開設時間内は、上記3に記載した場所に当該業務の専任として常駐し、離席する場合も連絡可能な体制を整えること。

			T
人員	人数	主な役割	必要な資格・経験等
(1)現場責任者	1名	・当業務の総括、企画立案、進捗 管理 ・京都府及び他コーナーとの調整	・類似業務の事業責任者の経験が 概ね3年以上あること
(2)副事業責任 者	1名以上	・事業責任者の業務補佐	・類似業務の経験が概ね1年以上 あること
(3)事業推進員	2名以上	・京都府内の「良質な雇用」求人 の確保及び求人票の作成補助、 並びにマッチング支援 ・求職者開拓 ・京都府や関係機関等の各種支援 メニューの案内 ・その他本業務に係る事業推進ほ か	・キャリアカウンセラー (※4) であるものを1名以上配置すること ・IT 関連分野の業務経験や知識を 有するものを1名以上配置する こと

(※4) キャリアカウンセラーとは、キャリアコンサルティング技能士(国家検定、キャリアコンサルティング技能検定1級・2級試験合格者)、国家資格キャリアコンサルタント試験に合格した者、平成28年3月までにキャリア・コンサルタント養成講座(140時間(平成23年7月以前の指定基準によるものは130時間))を受講し、キャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者、又はこれらと同等の資格を有すると京都府が認める者ものをいう。

7 運営管理·実施報告等

(1) 目標数

本業務の最重要目標として、次の項目を管理すること。

- ア 正規雇用人材確保数 (※5) 64 人 (業種内訳)対象業種のいずれかに該当する人材 35 人 観光人材 29 人
- イ 上記アのうち対象求人による人材確保数 48 人 (業種内訳)対象業種のいずれかに該当する人材 30 人 観光人材 18 人

このうち、2020 年 10 月 31 日までに確保する数 39 人 (業種内訳)対象業種のいずれかに該当する人材 24 人 観光人材 15 人

- ウ 就職者の離職率(※6) 14%以下
 - (※5) 本プロジェクトの各事業間において同一の就職者(以下「重複者」という。)が成果として計上された場合は、京都府が重複者の全体調整を行った結果、本事業の成果として計上できないことがある。
 - (※6) 当事業の就職者(上記アとして計上したもの。)のうち、雇入日又は 正社員への転換日から、1年以内に離職した者の数を就職者の数の累計 で除した値。
- エ CS調査の平均点(10点満点)8.5点

(2) 管理項目

上記目標数の他、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下を管理すること。なお、項目については、別途協議の上で追加することがあり得る。

ア 支援企業数 100 社

このうち、2020年10月31日までに支援する数 80社

イ 支援求職者数 100人

このうち、2020年10月31日までに支援する数 80人

(3) 報告

上記7の(1)及び(2)の実績については、月報により京都府へ報告を行うとともに、京都産業21や厚生労働省の調査に伴う報告を行うこと。また、京都府の評価・指示等の下、円滑な業務の推進に努めること。

加えて、合同企業説明会等のイベントの開催予定については、事前に企画概要を京都府へ報告するとともに、進捗状況や結果等について、速やかに報告を行うこと。

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に上記7の(1)及び(2)の目標数等 と比較した上で、進捗管理を行うこと。

なお、報告内容が上記7の(1)及び(2)の目標数等を下回る場合、その他、 現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析 するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

8 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)及びその他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 委託対象経費

- (1)委託業務に従事する者の人件費(※7)
 - ア賃金
 - イ 通勤手当
 - ウ 社会保険料等
- (2) 委託業務に要する事業費
 - ア 什器等リース費
 - イ 通信運搬費
 - ウ旅費
 - 工 事務所費
 - 才 消耗品費
 - カ 会場費
 - キ 講師謝金
 - ク 講師旅費
 - ケ 広報費
 - コ 資料作成費
 - サ 会場費・設営費
 - シ 保険料等諸経費
 - ス 京都府と協議して認められた経費
 - (※7) 人件費(付加的賃金を除く)は、前金払ができるものとする。 なお、委託対象経費に一般管理費(直接人件費や直接経費に定率を乗 じたもの)は認められないため、具体的な経費の内訳が分かるように 積算を作成すること。

ただし、受託業者が民間企業(あくまでも私企業)の場合であって、 当該企業の社内規定等で受託する個別事業に係る一般管理費の割合 について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理 費」の割合によって決定している場合は、当該割合による一般管理経 費の計上は可能とする。

10 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

(1)業務終了後の報告

- ア 実施業務の概要
- イ 業務実施に伴う雇用実績(就職者名簿等)
- ウ 本業務に要した経費の内訳 なお、上記内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業務 日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

(2) 事業期間中の途中報告

受託事業者は、委託契約締結後事業期間中に京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告 しなければならない。

11 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

12 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

13 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行すること。
- (2)委託期間中の10月31日時点で、上記7の(1)及び(2)の達成状況が、 次の各号のいずれかに該当し、甲の指導にもかかわらず、乙の積極的な改善 が図られなかったものと甲が判断した場合は、甲は、乙にその旨通知する。

ア 上記7の(1)のイに記載する目標数が未達成であるとき

イ 上記7の(2)のア及びイに記載する管理項目が未達成であるとき

(3)上記13の場合、委託料(本事業で雇用される者の人件費相当額を除く。) は、その10分の1を減額する。

- (4) 上記7の設定目標は、京都府が本業務遂行上必要として設定した数値であるが、受託事業者が設定目標以上の提案を行った場合については、協議の上で、当該提案値に変更することがあり得る。
- (5) 本事業は、京都府が厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」の 採択を受け、京都府・京都市をはじめとする産学公労使の「オール京都」体 制のもとで推進する「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」 の一環として実施するものであり、業務の実施にあたっては、当該仕様書の 他、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」に規定される要件を遵守 すること。
- (6) 上記5の(1) のイ、ウ及びエに係る業務については、京都府が受託事業者と協議の上、再委託することができる。
- (7) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。

(別紙) 対象業種一覧表

A 対象業種

以下の業種は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業 分類中分類による。

なお、ものづくり産業及び建設業については、下記Bの要件を満たす中小企業に限定する。

ものづくり産業

0 9	食品製造業	1 8	プラスチック製品製造業	2 9	電気機械器具製造業
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	1 9	ゴム製品製造業	3 0	情報通信機械器具製造業
1 1	繊維工業	2 1	窯業・土石製品製造業	3 1	輸送用機械器具製造業
1 2	木材・木製品製造業	2 4	金属製品製造業	3 2	その他の製造業
1 3	家具・装備品製造業	2 5	はん用機械器具製造業	3 9	情報サービス業
1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	2 6	生産用機械器具製造業	4 0	インターネット付随サービス業
1 5	印刷・同関連業	2 7	業務用機械器具製造業	4 1	映像・音声・文字情報制作業
1.0	11、学工业	0.0	東フカロ ギバノマ 東フロ収制/A.光		

16 化学工業

観光関連産業

- ※ 下記業種の中でも、観光業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。
- (例) 土産物の製造に携わる事業者、土産物の販売をする小売店、観光案内に関する映像・音声・文字情報やサービスを 提供する事業者

0 9	食品製造業	3 2	その他の製造業	6 0	その他の小売業
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	3 9	情報サービス業	7 0	物品賃貸業
1 1	繊維工業	4 0	インターネット付随サービス業	7 2	専門サービス業
1 2	木材・木製品製造業	4 1	映像・音声・文字情報制作業	7 5	宿泊業
1 3	家具・装備品製造業	4 2	鉄道業	7 6	飲食店
1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	4 3	道路旅客運送業	7 7	持ち帰り・配達飲食サービス業
1 6	化学工業	5 6	各種商品小売業	7 9	その他の生活関連サービス業
2 1	窯業・土石製品製造業	5 7	織物・衣服・身の回り品小売業	8 0	娯楽業
2 4	金属製品製造業	5 8	飲食料品小売業		

建設業

※ 下記業種の中でも、建設業に関連する事業を行っていると客観的に説明できる事業者とする。

0 6 総合校事業

08 設備工事業

7.4 技術サービス業(他に分類されないもの)

07 職別工事業(設備工事業を除く) 72 専門サービス業

B 中小企業の要件

下表の「資本または出資額」又は「常時雇用する労働者数」を満たす事業者とする。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

²⁸ 電子部品・デバイス・電子回路製造業